

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和4年7月1日

【会社名】 北海道中央バス株式会社

【英訳名】 HOKKAIDO CHUO BUS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二階堂恭仁

【本店の所在の場所】 小樽市色内1丁目8番6号

【電話番号】 (0134)24-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 安田 徹

【最寄りの連絡場所】 小樽市色内1丁目8番6号

【電話番号】 (0134)24-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 安田 徹

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社は、令和4年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和4年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 72,459,575円

効力発生日

令和4年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1号ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、平尾一彌、二階堂恭仁、加藤幸嗣、泉山利彦、戸井宣夫、岡田浩司、杉江俊太郎、菊井隆則、安田 徹、阿部一三、中川原清行、田下義則の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名及び補欠監査役1名選任の件

監査役として、大森正昭氏を選任するものであります。また、補欠監査役として、大森茂伸氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される大森正昭氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	24,621	88	0	(注) 1	可決 99.0
第2号議案	24,700	9	0	(注) 2	可決 99.3
第3号議案					
平尾 一彌	24,089	620	0		可決 96.8
二階堂恭仁	24,399	310	0		可決 98.1
加藤 幸嗣	24,520	189	0		可決 98.6
泉山 利彦	24,562	147	0		可決 98.8
戸井 宣夫	24,519	190	0		可決 98.6
岡田 浩司	24,541	168	0	(注) 3	可決 98.7
杉江俊太郎	24,460	249	0		可決 98.3
菊井 隆則	24,541	168	0		可決 98.7
安田 徹	24,541	168	0		可決 98.7
阿部 一三	24,549	160	0		可決 98.7
中川原清行	24,541	168	0		可決 98.7
田下 義則	24,541	168	0		可決 98.7
第4号議案					
大森 正昭	24,665	44	0	(注) 3	可決 99.2
大森 茂伸	24,628	81	0		可決 99.0
第5号議案	24,600	109	0	(注) 1	可決 98.9

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上